官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務二）　二
〔省　令〕
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整理に関する省令（法務三六）　二
○農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三五）　三
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業二）　四
○単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産五五八）　四
○単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同五五九）　四
○単板積層材についての検査方法の一部を改正する件（同五六〇）　四
○単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同五六一）　五
○合板の日本農林規格の一部を改正する件（同五六二）　五
○合板の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同五六三）　五
○合板についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同五六四）　五
○フローリングの日本農林規格の一部を改正する件（同五六五）　五
○フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同五六六）　五
○フローリングについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同五六七）　五
○接着たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（同五六八）　五
○接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同五六九）　五
○接着たて継ぎ材についての検査方法の一部を改正する件（同五七〇）　五
○接着たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同五七一）　五
○その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（国土交通五四九）　五
〔その他告示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから住所等の変更の届出があった件（国家公安委一六）　六
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通五五〇）　六
○信号符字を点附した件（同五五一）　六
○信号符字を取り消した件（同五五二）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（同五五三）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録をした件（同五五四）　六
○道路に関する件（九州地方整備局六一、六二）　七
○道路に関する件（北海道開発局三六～三八）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　公安調査庁　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（近畿地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示（新潟労働局最低工賃公示一・二）　一一
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務省告示配六九）　一一
日本国に帰化を許可する件（同七〇）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一三
会社その他　一三

府令・省令

内閣府
財務省令第二号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十条第一項の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

加入者保護信託に関する命令（平成十四年内閣府法務省財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受益者への支払） **第十条**　加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち令第三条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならない。 一　破産直近上位機関等に対する債権の額を確定する判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの ［二～四　略］ ［2・3　略］	（受益者への支払） **第十条**　加入者は、法第六十条第一項の請求をしようとするときは、当該加入者の上位機関である振替機関が締結した（法第五十一条第二項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む。）加入者保護信託契約の受託者に対し、次に掲げる資料のうち令第三条第三号の規定により受託者が請求の際に提出又は提示をすべき資料として公告をしたものを添えて、これをしなければならない。 一　破産直近上位機関等に対する債権の額を確定する判決の謄本 ［二～四　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

省令

法務省令第三十六号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年四月十三日

法務大臣　平口　洋

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整理に関する省令

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第一条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七十三条　抵当証券法第三十条第二項又ハ同法第三十二条ノ規定ニ依ル許可ノ裁判アリタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ前者ヨリ償還ヲ受クルトキハ抵当証券ト共ニ其ノ裁判ノ正本又ハ裁判ノ内容ヲ記載シタル書面ニシテ裁判所書記官ガ当該書面ノ内容ト当該裁判ノ内容トガ同一ナルコトヲ証明シタルモノヲモ交付スベシ	**第七十三条**　抵当証券法第三十条第二項又ハ同法第三十二条ノ規定ニ依ル許可ノ裁判アリタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ前者ヨリ償還ヲ受クルトキハ抵当証券ト共ニ其ノ裁判ノ正本ヲモ交付スベシ

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第二条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十三条　判決による登録を申請する場合には、申請書に執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行	**第二十三条**　判決による登録を申請する場合には、申請書に執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）を添付しなければならない。

力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）を添付しなければならない。

（供託規則の一部改正）

第三条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受諾書等の提出）	（受諾書等の提出）
第四十七条　弁済供託の債権者は、供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面又は供託を有効と宣告した確定判決の謄本若しくは当該確定判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決の内容と同一であることを証明したものを提出することができる。	**第四十七条**　弁済供託の債権者は、供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面又は供託を有効と宣告した確定判決の謄本を提出することができる。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第四条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登記申請書の添付書面）	（登記申請書の添付書面）
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
2　登記申請書に執行力のある判決の正本若しくは謄本又は執行力のある判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、前項第三号又は第四号の書面を提出することを要しない。	2　登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄本を添付したときは、前項第三号又は第四号の書面を提出することを要しない。
3　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○農林水産省令第三十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第二号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第一号の規定に基づき、農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設）	（地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設）
第二十五条　法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県等が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。	**第二十五条**　法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県等が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設	三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設
四・五　（略）	四・五　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設）	（法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設）
第三十五条　法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。	**第三十五条**　法第十五条の二第一項第一号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設	三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設
四・五　（略）	四・五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省
○農林水産省
○経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月十三日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：福島支店会津若松出張所	営業所又は事務所の名称：福島支店郡山出張所
郵便番号：965―0816	郵便番号：963―8004
所在地：福島県会津若松市南千石町６丁目５番地	所在地：福島県郡山市中町５丁目１番地
電話番号：0242―26―2617	電話番号：024―934―5650

(2)　変更年月日

令和８年４月13日

(3)　変更の理由

出張所新設並びに閉鎖のため

○農林水産省告示第五百五十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）（ＪＡＳ　〇七〇一）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百五十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十三年農林水産省告示第千五百九十八号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての検査方法（昭和六十三年農林水産省告示第千五百九十七号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十五号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）（ＪＡＳ　〇二三三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、合板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十五年農林水産省告示第五百四十一号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十五年農林水産省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）（ＪＡＳ　一〇七三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年農林省告示第千百四十八号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十七号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、フローリングについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、接着たて継ぎ材の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第二百九十二号）（ＪＡＳ　〇〇一五）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百六十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法（令和三年農林水産省告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百七十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、接着たて継ぎ材についての検査方法（令和三年農林水産省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百七十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、接着たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二百九十五号）の一部を次のように改正し、令和八年八月三十一日から施行する。

令和八年四月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第五百四十九号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（令和八年国土交通省告示第二十九号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

鉄道事業法施行規則第三十六条の三第二項（軌道法施行規則第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める者は、札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市並びに次の表に掲げる者（同項において準用する場合にあっては、これらの者のうち軌道経営者である者）とする。

氏名又は名称	法人番号
北海道旅客鉄道株式会社	四四三〇〇〇一〇二二六五七
東日本旅客鉄道株式会社	九〇一一〇〇一〇二九五九七
東海旅客鉄道株式会社	三一八〇〇〇一〇三一五六九
西日本旅客鉄道株式会社	一一二〇〇〇一〇五九六七五
四国旅客鉄道株式会社	一四七〇〇〇一〇〇二〇一四
九州旅客鉄道株式会社	六二九〇〇〇一〇一二六二一
東武鉄道株式会社	六〇一〇六〇一〇一四五〇八
西武鉄道株式会社	四〇一三三〇一〇〇六二六四
京成電鉄株式会社	七〇一〇六〇一〇一二一五五
京王電鉄株式会社	三〇一一一〇一〇〇五九九九
小田急電鉄株式会社	一〇一一〇〇一〇〇五〇六〇
東急電鉄株式会社	二〇一一〇〇一一二七八二九
京浜急行電鉄株式会社	七〇一〇四〇一〇〇九二七七
東京地下鉄株式会社	四〇一〇五〇一〇二二八一〇
相模鉄道株式会社	五〇二〇〇〇一〇二二六一五
名古屋鉄道株式会社	八一八〇〇〇一〇三一八三七
近畿日本鉄道株式会社	五一二〇〇〇一一八三六二九
南海電気鉄道株式会社	八一二〇〇〇一二七三五〇一
京阪電気鉄道株式会社	五一二〇〇〇一一八九八一六
阪急電鉄株式会社	七一二〇九〇一〇二二八一一
阪神電気鉄道株式会社	三一二〇〇〇一〇三六一七七
西日本鉄道株式会社	四二九〇〇〇一〇〇九四一三
大阪市高速電気軌道株式会社	六一二〇〇〇一二〇六二五六
日本貨物鉄道株式会社	七〇一一〇〇一〇六八三六六

備考　この表において「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから住所等の変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターの住所

㈠　変更前の住所　福島県福島市中町八番二号

㈡　変更後の住所　福島県福島市舟場町二番一号

二　差止請求関係業務を行う事務所の所在地

㈠　変更前の所在地　福島県福島市中町八番二号

㈡　変更後の所在地　福島県福島市舟場町二番一号

三　変更を行った年月日　令和八年二月十三日

○国土交通省告示第五百五十号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年八月十日から同月十七日までの毎日午前八時から午後五時までの間に限る。）。

令和八年四月十三日

国土交通省大臣　金子　恭之

北緯三十五度十八分十秒東経百三十九度二十八分五十六秒の地点、北緯三十五度十八分二十二秒東経百三十九度二十九分五秒の地点、北緯三十五度十七分東経百三十九度三十一分五十秒の地点、北緯三十五度十五分十秒東経百三十九度三十一分の地点、北緯三十五度十六分東経百三十九度二十八分の地点、北緯三十五度十七分五十一秒東経百三十九度二十八分五十秒の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第五百五十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
ＪＤ5599	145022	みせん丸	令和8. 1. 8
ＪＤ5625	145060	ＪＣＡＴ　ＨＡＮＡＫＯ	8. 1. 8
ＪＤ5622	145055	令鳳丸	8. 1. 19
７ＫＴＺ	145023	海星	8. 1. 23
７ＫＳＮ	144915	だいとう	8. 1. 26
ＪＤ5633	145070	第参百七拾伊勢丸	8. 1. 27
ＪＤ5652	145095	第八勢福丸	8. 1. 27
ＪＤ5571	144979	せとなみ	8. 1. 30
ＪＤ5573	144981	シーレイディ	8. 2. 2
ＪＤ5632	145068	飛春丸	8. 2. 5
ＪＤ5654	145102	さつま２	8. 2. 5
７ＫＴＹ	145017	ＤＡＷＮ　ＨＯＲＩＺＯＮ	8. 2. 9
７ＫＵＥ	145030	若潮丸	8. 2. 10
７ＫＲＫ	144843	かんばい	8. 2. 13
ＪＤ5595	145013	ＳＥＴＯ　ＡＺＵＲＥ	8. 2. 13
ＪＤ5621	145054	十五勇亀丸	8. 2. 13
ＪＤ5635	145074	第三新佑丸	8. 2. 16
ＪＤ5643	145082	新第二かいうん丸	8. 2. 16
ＪＤ5592	145009	おおすみ	8. 2. 17
ＪＤ5653	145096	第八清福丸	8. 2. 18
７ＫＵＭ	145063	ＪＵＰＩＴＥＲ　ＬＥＡＤＥＲ	8. 2. 19
７ＫＵＰ	145098	ＤＲＩＶＥ　ＧＲＥＥＮ　ＨＩＧＨＷＡＹ	8. 2. 19
ＪＤ5628	145064	黎明	8. 2. 20
７ＫＵＳ	145100	ＯＮＥ　ＨＡＮＧＺＨＯＵ　ＢＡＹ	8. 2. 24
ＪＤ5618	145050	わかしお丸	8. 2. 25
ＪＤ5626	145061	第十七藤洋丸	8. 2. 25
ＪＤ5524	144904	みずき	8. 2. 27
ＪＤ5647	145088	あまくさ	8. 2. 27

○国土交通省告示第五百五十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＫＪ	141544	ＥＮＥＲＧＩＡ　ＣＥＮＴＡＵＲＵＳ	令和8. 1. 6
ＪＤ2196	140266	勝春丸	8. 1. 6
ＪＥ3127	133321	第十七福洋丸	8. 1. 6
ＪＭ5299	130451	第五海幸丸	8. 1. 6
ＪＭ6603	136822	しんみち丸	8. 1. 7
ＪＪ3999	134261	正清	8. 1. 8
ＪＫ5302	134082	青昭丸	8. 1. 8
７ＪＶＳ	142562	ＯＷＡＲＩ　ＭＡＲＵ	8. 1. 9
ＪＨ3478	135655	いせしお	8. 1. 13
ＪＤ2965	141091	第五榮吉丸	8. 1. 22
ＪＧ5742	137212	栄和丸	8. 1. 23
ＪＭ6396	134574	第七松寿丸	8. 1. 26
ＪＤ2309	140391	ＨＫＬヤマト	8. 1. 30
ＪＤ3178	141416	第七清福丸	8. 1. 30
ＪＬ6523	135561	大丸	8. 1. 30
ＪＬ6069	132158	南山	8. 2. 2
ＪＬ6579	135600	明優丸	8. 2. 3
ＪＪ3997	134259	若田丸	8. 2. 4
７ＪＤＡ	140725	ナッチャンＷｏｒｌｄ	8. 2. 5
ＪＭ5948	131336	第六光栄丸	8. 2. 5
ＪＤ2639	140745	隆鳳丸	8. 2. 12
ＪＤ3661	142137	卓洋丸	8. 2. 12
ＪＨ3172	130017	第三十五大濱丸	8. 2. 12
７ＪＺＪ	142910	ＯＲＩＯＮ　ＬＥＡＤＥＲ	8. 2. 16
ＪＪ3998	134260	ｋｙｏｓｉｎ　ｏｒｉｏｎ号	8. 2. 19
ＪＬ6485	135520	第五十五正栄丸	8. 2. 19
ＪＧ5321	134360	あわかぜ	8. 2. 20
ＪＥ2978	130704	第七宮城丸	8. 2. 24
ＪＫ4960	131734	大福丸	8. 2. 25
ＪＩ3706	135589	さんこう71	8. 2. 26

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山鹿市南島字鎌手六八一番一から同市南島字鎌手六四五番一まで	前	二二・三五～二九・一四メートル	〇・〇二五キロメートル
	後	二二・三五～二九・一五メートル	〇・〇二五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○国土交通省告示第五百五十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
A211310013	令和3. 4. 7	132158	南山
A211913017	3. 7. 14	134260	ｋｙｏｓｉｎ　ｏｒｉｏｎ号

○国土交通省告示第五百五十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の四第一項の規定により、次の測量に関する専門の養成施設の登録をしたので、同法第五十一条の十九第一号の規定により、公示する。

令和八年四月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録養成施設の別　測量士補養成施設

二　登録年月日　令和八年三月二十七日

三　登録番号　補・第22―㈠号

四　登録養成施設置者の名称　沖縄県測量専門養成所合同会社

五　登録養成施設置者の住所　沖縄県那覇市安里九番地マンションまさひろ二〇一

六　法人である場合の代表者の氏名　砂川　健治

七　登録養成施設の名称　沖縄県測量専門養成所

八　登録養成施設の所在地　沖縄県那覇市安里九番地マンションまさひろ二〇一

九　登録養成施設の長の氏名　砂川　健治

十　学科又は学科に相当するものの名称　測量科

十一　養成業務開始年月日　令和八年四月一日

○九州地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	山鹿市南島字鎌手六八一番一から同市南島字鎌手六四五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十三日

○北海道開発局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道爾志郡乙部町字花磯一〇七八番二から同町字花磯三六番二まで	前	一六・一一～三一・〇七メートル	〇・二八四キロメートル
	後	一六・一一～七一・九三メートル	〇・二八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市東区北九条東一丁目四〇番一八から同市東区北六条東一丁目一番二まで	前	四〇・八三～五七・〇一メートル	〇・四二七キロメートル
	後	五五・七五～六三・〇二メートル	〇・四二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道雨竜郡幌加内町字雨煙別国有林空知森林計画区空知森林管理署北空知支署二三一林班り小班地内	前	二七・八四～三三・七六メートル	〇・〇三一キロメートル
	後	二七・八四～五六・三〇メートル	〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

国会事項

衆議院

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件は、四月九日議長において、次のとおり決定した。

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院事務局職員の定員に関する件（平成十三年三月十五日議長決定）の一部を次のように改正する。

本則中「千六百二十三人」を「千六百三十二人」に改める。

附　則

1　本件は、令和八年四月九日から施行し、本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件の規定は、同年四月一日から適用する。

2　本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件本則の規定にかかわらず、定員は、令和八年十一月三十日までの間は、千六百三十人とする。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、四月九日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開に関する事項

第七条第七項中「第五項第三号」を「第九項第三号」に改め、同条第十三項中「第十一項第二号」を「第十五項第二号」に改め、同条第二項の次に次の四項を加える。

議員課に、調査研究広報滞在費使途公開室を置く。

調査研究広報滞在費使途公開室は、議員課の所掌事務のうち、第二項第五号に掲げる事務をつかさどる。

調査研究広報滞在費使途公開室に、室長を置く。

室長は、上司の命を受け、調査研究広報滞在費使途公開室の事務を掌理する。

附　則

この規程は、令和八年四月九日から施行する。

議決通知

四月九日本院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員

野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏

大泉　淳一　森田　祐司

又同日国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

質問書提出

四月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

非関税障壁に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

辞令

（庶務部議員課企画調整主幹）

衆議院参事　宮澤　武範

庶務部議員課調査研究広報滞在費使途公開室長を命ずる（四月九日）

衆議院法制局

衆議院法制局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院法制局職員の定員に関する件の一部を改正する件は、四月九日議長において、次のとおり決定した。

衆議院法制局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院法制局職員の定員に関する件（平成十三年三月十五日議長決定）の一部を次のように改正する。

本則中「八十七人」を「九十人」に改める。

附　則

本件は、令和八年四月九日から施行し、本件による改正後の衆議院法制局職員の定員に関する件の規定は、同年四月一日から適用する。

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程は、四月九日次のとおり決定された。

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院法制局事務分掌規程（昭和二十三年七月九日制定）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

四　他の部の所掌に属する法制に関する事務に係る支援に関する事務

第十五条第一項中「及び審査第二課」を「、審査第二課及び法案支援課」に改め、同条に次の一項を加える。

法案支援課においては、前条第四号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規程は、令和八年四月九日から施行する。

辞令

（法案審査部審査第一課長法案審査部審査第二課長兼務）衆議院法制局参事　牛山　敦

法案審査部法案支援課長兼務を命ずる（法案審査部審査第一課調整主幹）同　井上　和輝

法案審査部法案支援課調整主幹を命ずる（法案審査部審査第一課調整主幹兼務を命ずる（以上四月九日）

参議院

通知書受領

四月九日衆議院から、同院は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

政治資金適正化委員会委員　野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏　大泉　淳一　森田　祐司

また、同日衆議院議長から、国会は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

政治資金適正化委員会委員　野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏　大泉　淳一　森田　祐司

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　小泉　智明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に転任させる（こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当））同　田村　響

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（内閣府大臣官房）同　小泉　智明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する（警察庁警備局付）警視監　河原　雄介

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　田村　響

内閣府に出向させる（以上四月六日）（国土交通省港湾局付）国土交通技官　松良　精三

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる（同）同　松良　精三

内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（各通）（以上四月八日）（消費者庁消費者政策課長）内閣府事務官　鮎澤　良史

公安調査庁

（東北公安調査局長）法務事務官　下石畑　厚

辞職を承認する（各通）（三月三十一日）（中国公安調査局長）同　大町　晃

金沢公安調査事務所長に昇任させる（公安調査庁総務部総務課総括課長補佐）法務事務官　大脇　潤子

中部公安調査局調査第二部長に昇任させる（公安調査庁総務部総務課参事官室上席公安調査専門職）同　木之元夏樹

四国公安調査局総務部次長に昇任させる（公安調査庁総務部付）同　東泉　慎治

（同）同　山口　純

公安調査庁調査第一部公安調査管理官に昇任させる（内閣官房内閣参事官に併任させる（公安調査庁調査第一部公安調査管理官）同　吉倉　粒太

中部公安調査局総務部長に転任させる（同）同　工藤　寛顕

九州公安調査局調査第二部長に転任させる（公安調査庁調査第一部統括調査官）同　河野陽一郎

北海道公安調査局調査第一部長に昇任させる（公安調査庁調査第二部第一課長）同　菊地　真二

中部公安調査局長に昇任させる（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）同　原塚　勝洋

公安調査庁調査第一部公安調査管理官に配置換する（同）同　近　智徳

公安調査庁調査第二部第一課長に配置換する（公安調査庁調査第二部第一課国際調査企画官）同　森永　隆雄

公安調査庁調査第二部公安調査管理官に昇任させる（公安調査庁調査第二部付）同　堀田　正希

九州公安調査局総務部次長に昇任させる（公安調査庁研修所長）同　神保　玲子

中国公安調査局長に転任させる（北海道公安調査局総務部長）同　寺田　環

北海道公安調査局調査第二部長に配置換する（北海道公安調査局調査第一部長）同　青木　和之

関東公安調査局調査第一部長に配置換する（北海道公安調査局調査第二部長）同　高橋　龍介

北海道公安調査局総務部長に配置換する（東北公安調査局総務部長）同　清水　一洋

九州公安調査局総務部長に配置換する（関東公安調査局総務部長）同　池田　禎之

四国公安調査局長に昇任させる（関東公安調査局総務部職員管理官）同　山内　恭子

静岡公安調査事務所長に昇任させる（関東公安調査局調査第一部長）同　小林　幹生

北海道公安調査局長に昇任させる（関東公安調査局総務部長）同　髙山　博行

東北公安調査局総務部長に昇任させる（関東公安調査局調査第二部首席調査官）同　樋口　雄介

新潟公安調査事務所長に昇任させる（横浜公安調査事務所長）同　中井　義秀

神戸公安調査事務所長に配置換する（中部公安調査局長）同　赤木　俊則

近畿公安調査局長に配置換する（中部公安調査局総務部長）同　小田嶋　徹

近畿公安調査局調査第二部長に配置換する（金沢公安調査事務所長）同　桑原　信三

中部公安調査局調査第一部長に転任させる（近畿公安調査局長）同　井上　雅登

関東公安調査局長に配置換する（近畿公安調査局調査第一部首席調査官）同　中津　弘司

近畿公安調査局総務部次長に昇任させる（近畿公安調査局調査第二部長）同　横川　智之

横浜公安調査事務所長に転任させる（神戸公安調査事務所長）同　近藤　友行

関東公安調査局総務部長に転任させる（中国公安調査局総務部長）同　小林　賢悦

東北公安調査局長に昇任させる（中国公安調査局調査第二部長）同　能美健一郎

中国公安調査局総務部長に配置換する（四国公安調査局長）同　太田　篤史

公安調査庁研修所長に転任させる（四国公安調査局総務部次長）同　渡部　崇

四国公安調査局調査第一部長に配置換する（四国公安調査局調査第一部長）同　岡田　大介

公安調査庁調査第一部公安調査管理官に転任させる（九州公安調査局総務部長）同　中村　孝史

公安調査庁調査第二部公安調査管理官に転任させる（九州公安調査局調査第二部統括調査官）同　岩田　裕之

中国公安調査局調査第二部長に昇任させる（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　高瀬　光将

東北公安調査局調査第二部長に転任させる（以上四月一日）

最高裁判所

高等裁判所長官
名古屋高等裁判所長官に補する
千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　安東　章
東京高等裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる
東京簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事
千葉簡易裁判所判事に補する
高等裁判所長官
高松高等裁判所長官に補する（以上三月二十七日）
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　江原　健志
裁判所職員総合研修所教官に充てることを解く
部の事務を総括する者の指名を解く
同　春名　茂
部の事務を総括する者に指名する
裁判所職員総合研修所教官に充てる
裁判所職員総合研修所長に補する
横浜家庭裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　阪本　勝
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
金沢地方裁判所判事兼金沢家庭裁判所判事・金沢簡易裁判所判事　任介　辰哉
横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所長を命ずる
横浜簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　丹羽　敏彦
金沢地方裁判所判事に補する
金沢地方裁判所長を命ずる
兼ねて金沢家庭裁判所判事に補する
金沢家庭裁判所長を命ずる
金沢簡易裁判所判事に補する
金沢簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　手嶋あさみ
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　香川　徹也
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上三月三十日）
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事牧賢二は三月三十日限り
本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

（金沢大学名誉教授）　中島　史雄
正四位に叙する
新目　視悦　井出　巻男　漆畑　稔
辻　登　富川　盛郎
従五位に叙する（各通）
大足　節　畔柳　恭子　住元　修治
中村　勝　前田　吉春
正六位に叙する（各通）
天野　正男　田井　惠三　竹内　清
本村　信助　横堀　郁
従六位に叙する（各通）
鈴木　敏明
正七位に叙する（以上三月五日）
岩上　修三　小早川　勳　關　紳一
従五位に叙する（各通）
明岳　周作　菅原　淳子　平井　壽榮
（二等海佐）　松久保成人
正六位に叙する（各通）
曲輪　彰義　千田　昇　滝浦　弘美
蜂谷　久夫　濱田　徹　平井　隆
丸屋　和雄　右田　芳雄　桃坂　忠男
森本　喜千
従六位に叙する（各通）
大貫キミ子　蕪木　賢司　木島　哲哉
坂本　武　陣川　節男　高橋　茂
高村　幹男
正七位に叙する（各通）
上原　登　小笠原則夫　小野　賢一
従七位に叙する（各通）（以上三月六日）
（名古屋大学名誉教授）　小松原　正
従四位に叙する（各通）　近藤　利勝
従五位に叙する（各通）
新井　幸男　安藤　宏敏　石堂　隼人
内田　誠　工藤　兼雄　戸崎　正則
山嶋　丈　渡邉　祥司
正六位に叙する（各通）
采女　博安　齋藤　宗雄　田代　益男
藤田　武美　松本　剛　茂木　栄治
山本　征也
（鹿児島県警部補）　若松　隆二
従六位に叙する（各通）
相磯　克典　遠藤　好重
笠原　昭治　北川　賢一
正七位に叙する（各通）
（茨城県警部）　入江　範
高野　義弘　谷　崇　長見　重尚
従七位に叙する（各通）（以上三月七日）　根平　邦人
（広島大学名誉教授）　水野敬三郎
正四位に叙する（各通）
（東京芸術大学名誉教授）　中世　正隆
（愛知教育大学名誉教授）　関根　美貴
従四位に叙する
従五位に叙する　今福　潔
櫻井　靖久　久保田幸男
正六位に叙する（各通）　山本　信夫
飯村　武男　大出　泰生　坂越　秀雄
佐藤　仁志　塩原　暁　堀川　正行
松岡　正躬　森山　一昌　山際　清樹
従六位に叙する（各通）
相場　忍　瀬崎　孝行　米津　完志
正七位に叙する（各通）
井上　伸治　植原　克彦　岸本　定雄
寺澤與四郎　藤原　國次　堀　勝喜
従七位に叙する（各通）（以上三月八日）　戸栗　敏
正六位に叙する　松本城太郎
正七位に叙する（以上三月九日）　大類眞紀雄
従五位に叙する　西村　誠
従六位に叙する（以上三月十一日）
正六位に叙する（三月十二日）　坂田　博

○叙勲

旭日小綬章を授ける　漆畑　稔
旭日単光章を授ける（以上三月五日）　田中　英二
旭日双光章を授ける　明岳　周作
旭日単光章を授ける（以上三月六日）　谷本サクミ
旭日単光章を授ける　佐藤　秀彦
旭日単光章を授ける（三月七日）　森　繁夫
旭日単光章を授ける（三月八日）　鈴木　敏明
瑞宝単光章を授ける（三月五日）　高橋　茂
瑞宝小綬章を授ける（各通）　高村　幹男
松久保成人
（二等海佐）　丸屋　和雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　小野　賢一
小笠原則夫　玉城　利和
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月六日）　水上　太平
木島　哲哉　御橋　廣眞
瑞宝双光章を授ける（各通）　安達　修
相磯　克典　山本　征也
瑞宝小綬章を授ける（各通）　遠藤　好重
（名古屋大学名誉教授）　高野　義弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月七日）　若松　隆二
（鹿児島県警部補）　櫻井　靖久
瑞宝単光章を授ける（各通）　関根　美貴
赤石　正一　岸本　定雄
齋藤　宗雄　米津　完志
瑞宝小綬章を授ける（各通）　松本城太郎
（愛知教育大学名誉教授）
今福　潔　中世　正隆　藤原　國次
堀　勝喜　森山　一昌
瑞宝双光章を授ける（各通）
相場　忍　井上　伸治
坂越　秀雄　寺澤與四郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月八日）
瑞宝単光章を授ける（三月九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、東日本大震災復興状況御視察のため、四月六日午前九時三十五分御出門、福島県へ行幸啓、同月七日午後九時三十二分還幸啓になった。

御祝電及び御答電

建国記念の日に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

アイスランド大統領閣下
モーリタニア大統領閣下
エルサルバドル大統領閣下

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月13日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　監督命令をした年月日　令和８年３月23日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社確認検査機構プラン21　本店　奈良県橿原市八木町１丁目７番39号　林田ビル２階　奈良支店　奈良県奈良市大宮町５丁目３番14号　不動ビル503号　代表取締役　平井　勝也
3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年５月13日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から１年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに、当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第40条に基づく京都市建築基準条例（平成13年４月５日条例第１号）第３条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十七号
(三)　占用を制限する区域

区域

伊達市館山下町一八二番一から同市館山町一八番一まで
伊達市中稀府町八三番一三から同市中稀府町八三番七まで
伊達市南稀府町一四五番一から同市南稀府町一六七番一まで
伊達市南黄金町一一六番四から同市南黄金町一一八番一まで
室蘭市幌萌町一六二番八から同市本輪西町二丁目一番一まで

備考

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月十三日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十三号
(三)　占用を制限する区域

区域

北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一二番二から同町字上久保内一九七番四まで

備考

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月十三日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十六号及び二百三十五号
(三)　占用を制限する区域

区域

苫小牧市字樽前一〇番二から同市字樽前一一番一まで
北海道白老郡白老町字北吉原一七四番一地先から同町字竹浦七六八番まで

備考

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月十三日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

新潟労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、新潟県作業工具製造業最低工賃（平成13年新潟労働局最低工賃公示第２号）を令和８年４月12日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月13日

新潟労働局長　黒部　恭志

新潟労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、新潟県洋食器・器物製造業最低工賃（平成13年新潟労働局最低工賃公示第３号）を令和８年４月12日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月13日

新潟労働局長　黒部　恭志

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人石原寿記の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年４月13日　　金沢地方法務局

元当局所属公証人大野直樹の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年４月13日　　大阪法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月13日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和８年３月23日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社堀田組　河本　泰行　広島県尾道市新浜１―９―22　国土交通大臣許可（特―３）第861号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年３月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年九月十七日までにお申し出下さい。

令和八年四月十三日

千葉県柏市南増尾一丁目一四番一四号
（甲）医療法人社団碧水会
理事長　三木　誓雄

東京都八王子市西寺方町三八三番地一
（乙）医療法人社団多摩双泉会
理事長　葭矢　健仁

東京都大田区池上七丁目一〇番五号一階
（丙）医療法人社団仁和会
理事長　三木　誓雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://k.secure.freee.co.jp/companies/842579/announces

令和八年四月十三日

東京都港区赤坂五丁目四番九号赤坂五丁目ビル七階
（甲）イノー・アソシエイツ株式会社
代表取締役　池　浩太郎

東京都港区赤坂五丁目四番九号赤坂五丁目ビル二階
（乙）合同会社ＧＡＰＳ
代表社員　イノー・アソシエイツ株式会社
職務執行者　池　浩太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の農業林業事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十三日

愛知県豊田市余平町地見平一三番地
（甲）５５９ファーム合同会社
代表社員　大嶋　茂希

愛知県豊田市余平町地見平一三番地
（乙）５５９有限会社
代表取締役　大嶋　雅弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社近大アライブ（住所大阪府東大阪市小若江三丁目四番一号近畿大学内）に対して当社の東大阪営業所（所在地　大阪府東大阪市小若江三丁目四番一号近畿大学三十一号館一階）で営まれる事業（ただし、旅行業、保険代理店事業を除く。）に関する権利義務の全部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kindai-a.co.jp

令和八年四月十三日

大阪府富田林市若松町二丁目四番一号
株式会社近大アシスト
代表取締役　橋本　克己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更します。効力発生日は令和八年五月十五日、組織変更後の商号はＭｏｔｈｅｒｈａｎｄ株式会社。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

岩手県盛岡市中央通一丁目七ー三五　コアフィールドモリオカ一階
Ｍｏｔｈｅｒｈａｎｄ合同会社
代表社員　小原彌智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月五日であり、組織変更後の商号は株式会社レイズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

東京都新宿区西新宿七丁目八番一二号
合同会社レイズ
代表社員　岡田　匠平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

神奈川県川崎市高津区二子五丁目一三番二ー一〇一号　合同会社トライフェクタ
代表社員　小林　翔大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

大阪市西淀川区姫島四丁目九番一二号Ｃ＆Ｃ姫島マンション三〇二号室
合同会社ＣＯＣＯＲＯ
代表社員　肱岡　勇二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十四日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年四月十三日

大阪市天王寺区上汐三丁目二番一六号アリビオ上本町六〇二
合同会社豊崎産業
代表社員　小松原隆誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社高麗キムチとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

高知県高知市小石木町一九八番地九
合同会社高麗キムチ
代表社員　朴　恵子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＨＡＴＯＹＡとします。

効力発生日は令和八年六月一日であり、総社員の同意の取得は令和八年四月二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

福岡市城南区東油山一ー一三ー二五
合同会社ＨＡＴＯＹＡ　ＨＬＤＧＳ
代表社員　西　勇人

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年四月六日から同年同月十三日までを払込期間とする募集株式発行が行われることを条件として、資本金の額を二十五億五千七万千七百四十円減少し、減少する資本金の内十五億五千七万千七百四十円を準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十九日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://tr-g.co.jp/

令和八年四月十三日

千葉県富津市新富六六番一
エム・エム・プラスチック株式会社
代表取締役　森村　努

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

東京都大田区大森北一丁目三番九号春日ビル一Ｆ
バンエイ合同会社
代表社員　庄　世美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズプラザ鶴間九〇一号室
Sports&Fitness NAGI株式会社
代表取締役　小森　渚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号
ライオンズプラザ鶴間九〇一号室
株式会社グローバルスポーツ
代表取締役　小森　陽太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号

ライオンズプラザ鶴間九〇一号室

株式会社ｍｉｎｉｍｏｒｉ

代表取締役　小森すみれ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号

ライオンズプラザ鶴間九〇一号室

株式会社ＹＫＭＲ

代表取締役　小森　雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号

ライオンズプラザ鶴間九〇一号室

株式会社ＳＫＭＲ

代表取締役　小森　雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県大和市西鶴間一丁目一〇番一三号

ライオンズプラザ鶴間九〇一号室

株式会社ＮＫＭＲ

代表取締役　小森　雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十三日

神奈川県厚木市関口六〇番地の一

有限会社平井物産

代表取締役　平井　翔真

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十八億一千三百五十五万千九百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年四月十三日

東京都江東区三好三丁目一〇番三号

株式会社Ｓｙｎｓｐｅｃｔｉｖｅ

代表取締役　新井　元行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を一億二千五百五十二万七千三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://graphic-hd.co.jp/notice/northgraphic

令和八年四月十三日

札幌市中央区南三条西五丁目一番地一ノルベサ四Ｆ

株式会社ノースグラフィック

代表取締役　山本　壮一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円、資本準備金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十六頁（号外第一五五号）

令和八年四月十三日

千葉市美浜区中瀬一丁目三番地幕張テクノガーデンＤ棟一四階

株式会社ヘルシーサービス

代表取締役　髙野　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千七百三十二万千九百五十円、資本準備金の額を三億五千七百三十二万千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月十三日

東京都港区芝大門一丁目一二番一六号

インフォメティス株式会社

代表取締役　只野　太郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるロバート・マイケル・オルソン及び髙島淳が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十三日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

PricewaterhouseCoopers WMS Pte.Ltd.

日本における代表者　ロバート・マイケル・オルソン

日本における代表者　髙島　淳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を三十七億六千万円減少することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月十四日までに当社にご提出ください。

令和八年四月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ハーモニー特定目的会社

取締役　チョン・チュン・カウ

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

三重県四日市市川尻町一〇〇

ＪＳＲグループ企業年金基金

清算人　小西　伸和

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

三重県四日市市川尻町一〇〇番地

ＪＳＲ企業年金基金

清算人　岩上　誠

債権申出の公告（第二回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和八年四月十三日

茨城県日立市平和町二丁目一番一号

日立セメント株式会社

確定給付企業年金清算人　渡辺　律治

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

石川県羽咋市寺家町レ三七番地九

ＥＩＺＯエムエス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

千田　武詩